

5. イベントの中止等によるチケットの払い戻しを受けない場合の個人住民税の寄附金控除

中止等された文化芸術・スポーツイベントのチケットの払い戻しを受けない場合に、その金額分を「寄附」とみなし、**個人住民税の税額控除の対象とします。**

【要件】

文化庁・スポーツ庁が指定した対象イベントのうち、条例で定めたもののチケットの払い戻しを受けない場合。
※対象イベントは、順次発表します。

【対象税目】

令和3年度又は4年度の個人市・県民税

【控除額】

(対象額合計 - 2,000円) × 10% (市6%・県4%)
対象額 (払い戻しを受けない額) は、総所得金額の合計額の30%又は20万円のいずれか低い額が上限。

【申告】

主催者から、①払戻請求権放棄証明書と②指定行事証明書の交付を受け、翌年の申告時期に税務署へ確定申告を行うことにより、住民税でも控除の対象となる。